

白子町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白子町内における太陽光発電設備の適正な設置に関し必要な事項を定めることにより、事業区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良質な生活環境、豊かな自然環境及び景観の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換するための設備（土地に自立して設置するものに限る。）及びこれに附属する設備をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業をいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備による発電及び売電を行う事業をいう。
- (4) 事業区域 設置事業を実施する区域をいう。
- (5) 事業者 設置事業又は発電事業を実施しようとする者をいう。
- (6) 地域住民 事業区域を含む自治会の区域に居住する者をいう。
- (7) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の規定は、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。

(町の責務)

第4条 町は、この要綱の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

- 第5条** 事業者は、設置事業及び発電事業の実施にあたり、関係法令等を遵守するほか、事業区域及びその周辺の地域の生活環境、自然環境及び景観に十分配慮するとともに、事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）を防止し、地域住民及び近隣関係者（以下「地域住民等」という。）と良好な関係を保つよう努めなければならない。
- 2 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地域住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。
 - 3 事業者は、設置事業及び発電事業の実施にあたり、太陽光発電設備又はその周辺の地域における事故その他緊急を要する事態に対応できるよう、太陽光発電設備の名称、設置場所、管理者並びに所有者等の名称及び連絡先の表示を行うものとする。
 - 4 事業者は、設置事業の実施にあたり、土地の形質の変更を最小限にとどめ、調整池、地下浸透施設等の設置その他の雨水を敷地で処理できる対策及び溝、土留め等の設置その他の土砂の流出を防止する対策をとり、事業区域及びその周辺の地域の適切な管理に努めなければならない。
 - 5 事業者は、設置事業の実施にあたり、太陽光発電設備を隣接する土地との境界からできるだけ後退させるものとする。特に、道路に隣接する場合にあつては1.5メートル以上、住宅等に隣接する場合にあつては1メートル以上の離隔距離を確保するものとする。
 - 6 事業者は、太陽光発電設備の廃止に伴い太陽光発電設備を撤去し、廃棄するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びその他関係法令等に基づき適正に処理す

るものとする。

(説明会等の実施)

第6条 事業者は、次条の規定による届出を行う前に、地域住民等に対して、説明会又は戸別訪問等（以下「説明会等」という。）により設置事業の施工内容等を説明し、理解を得るものとする。

2 事業者は、前項の説明会等の概要及び地域住民等から出された要望及び意見について、太陽光発電事業説明会等結果報告書（別記様式第1号）を作成し、町長に報告するものとする。

(設置届)

第7条 事業者は、設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手する日の60日前（町長が認める場合は、町長の指定する期日）までに、太陽光発電設備設置（新設・変更）届出書（別記様式第2号）の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる書類を添えて、町長に提出し、協議を行うものとする。

- (1) 太陽光発電事業計画書（別記様式第3号）
- (2) 法人の場合は、法人の登記簿謄本
- (3) 位置図（縮尺2万5,000分の1以上で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの）
- (4) 見取図（縮尺2,500分の1以上で事業区域の周辺の住宅、公共施設等の状況が判別できるもの）
- (5) 太陽光発電事業実施工程表
- (6) 土地利用現況平面図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (7) 土地利用計画平面図（縮尺1,000分の1以上で土地の形状変更や雨水、土砂等の流出の対策がわかるのもの）
- (8) 排水計画平面図（縮尺1,000分の1以上のもの）
- (9) 事業区域の土地の登記事項証明書
- (10) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し（事業区域及びその隣接する土地の地番、地積、所有者の住所及び氏名等を記入したもの）
- (11) 太陽光発電事業説明会等結果報告書（別記様式第1号）
- (12) 事業区域の土地が借地の場合は、所有者（借地権を有する者を含む。）との契約書（契約前の場合は、両者による確認書）の写し
- (13) その他町長が必要と認める書類

2 事業者は、前項の規定による届出後に設置事業の内容を変更しようとするときは、当該設置事業に係る法令等に基づく申請又は届出をする前に、太陽光発電設備設置（新設・変更）届出書（別記様式第2号）の正本及び副本に、それぞれ前項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、町長に提出し、協議を行うものとする。ただし、町長が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(指導)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導することができる。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、必要な処理を行い、処理状況報告書（別記様式第4号）により町長に報告しなければならない。

(協議完了の通知)

第9条 町長は、第7条第1項の協議が完了したときは、太陽光発電設備設置届出受理通知書（別記様式第5号）を事業者に交付するものとする。

(設置事業の着手又は完了の届出)

第10条 事業者は、設置事業に着手したときにあっては設置事業着手届（別記様式第6号）を、設置事業を完了したときにあっては設置事業完了届（別記様式第7号）を速やかに町長に届け出るものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。